

《所有権解除書類発行 専用》 使用者(個人)が死亡時の必要書類一覧

	要件	具体的な必要書類 ※状況が特殊な場合変動する可能性があります	目的・理由
①	使用者(被相続人)の死亡が記載されたもの かつ 法定相続人(相続対象者)全員が確認できるもの	1.(使用者の)戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 2.(使用者の)戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) + (使用者等の)改製原戸籍 ※1.戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)単独では、法定相続人全員を確認できない場合 3.(使用者の)法定相続情報 上記 1.～3.の中で、左記要件を確認できるいずれかひとつ	使用者の死亡確認 及び 法定相続人(相続対象者)全員の特定
②	代表して相続する相続人のもの	印鑑証明書(発行日より3ヶ月以内)	代表相続者の意向確認
③	代表して相続する相続人の 署名+実印	所有権解除書類発行依頼書（念書）ダウンロード	代表相続者の意向確認
④	代表して相続する相続人の署名+実印 及び 法定相続人(相続対象者)全員の署名+認印	遺産分割協議書（京都トヨタ自動車(株)専用フォーム）ダウンロード ※「遺産分割協議成立申立書」ではありません ※①で、法定相続人が単独である事が確認できる場合は不要 ※法定相続人の名字が婚姻等で変更されている場合、①とのつながりを確認する必要があります	法定相続人(相続対象者) 全員の意向確認
⑤	自動車検査証記録事項(車検証)使用者住所と ①記載住所のつながりを確認できる公的書類	使用者の住民票除票 等 ※①～④の書類でつながりを確認できる場合は不要 ※「使用者本籍地住所と自動車検査証記録事項(車検証)使用者住所が同じ」 「代表相続人住所と自動車検査証記録事項(車検証)使用者住所が同じ」等、 客観的にみてつながりに問題が無ければ添付不要です ※住民票除票に「本籍地」を記載させる等をして、自動車検査証記録事項(車検証)使用者住所とつなげる	使用者と①が 同一人物かの確認
⑥	その他、つながりを確認できる書類であること	(①～⑤の書類内容や状況により、別途書類が必要となる場合があります)	つながりの確認
⑦	その他、通常時の必要書類	自動車検査証記録事項(車検証)コピー(「所有者の氏名又は名称・住所」「使用者の住所」が記載のもの)・納税証明書コピー・ 完済証明書コピー・返信用封筒 等	通常時の必要書類として

※ 陸運支局が要求(に提出)する必要書類とは異なりますのでご注意ください。

※ 陸運支局で運用されている、遺産分割協議成立申立書を利用した「自動車の価格が100万円以下の場合の簡易手続き」は、弊社では対応しておりません。

※ 登録車(普通車)・軽自動車共に上記必要書類は同じです。